

保育所等訪問支援について

支援に必要な知識のある専門スタッフがお子さんの通う園を訪問し、お子さんに直接関わったり、園の先生方と一緒に適切な支援や関わりについて考えたりする等、集団生活にお子さんが適応できるよう支援を行います。

児童福祉法に基づくサービスのひとつで、**通所受給者証**が必要になります。

対象児	台東区在住の保育園・幼稚園・こども園に通う未就学児
訪問対象施設	台東区の保育園・幼稚園・こども園(対象児の所属園の地域含む)
訪問回数	2週間に1回程度(お子さんの様子をふまえ、所属園と相談します)
訪問時間	10時~12時
利用料金	通所受給者証の決定内容により決定します。

利用の流れ

① 保護者の方からこども療育室に問い合わせ、ご相談をしてください。

* 受付日・時間：月～金曜日 8:30～17:00

台東区松が谷福祉会館 こども療育室 ☎ 03-3842-2673

* 一度松が谷福祉会館に来ていただき、保護者の方からお子さんの様子を聞いたり、必要に応じて発達検査を行います。

② 相談後、保育所等訪問支援が必要と判断されたお子さんに対し、サービス利用の提案をします。

③ 保護者の方より、お子さんの通う保育園・幼稚園・こども園へ保育所等訪問支援の利用について報告してください。

④ 通所受給者証の取得や利用の申請・契約をします。

* 通所受給者証は松が谷福祉会館3階の障害者自立支援センターで手続きできます。

受給者証の申請については、松が谷福祉会館3階 障害者自立支援センターにお問い合わせください。
電話番号 03-5246-9651

⑤ 個別支援計画の作成と共有

* 発達検査の結果や保護者の方から聞き取ったこと等をもとに個別支援計画を作成し、保護者の方と共有します。同時に保育園・幼稚園・こども園等と打合せを行い、訪問日の調整や支援内容を共有をします。

⑥ 訪問支援実施・報告

* 保育園・幼稚園・こども園等を訪問し、お子さんに直接支援をしたり、先生方と一緒に関わり方や環境を考えたりします。

* 訪問支援実施後、保護者の方には松が谷福祉会館に来ていただき、その都度お子さんの様子や

※保育所等訪問支援の終了の時期は、

①目標の達成 ②就学・転居等の状況の変化 ③集団への適応が良くなる ④心配事の解消 等のタイミングで検討していきます。最大でも1年の見通しです。